

2024年5月31日

各位

会社名 いちご株式会社
代表者 代表執行役会長 スコット キャロン
(コード番号 2337 東証プライム)
問合せ先 常務執行役財務本部長 坂松 孝紀
(電話番号 03-4485-5221)
www.ichigo.gr.jp

支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）またはその他の関係会社の商号等

(2024年2月29日現在)

商号、名称 または氏名	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されて いる金融商品取引所
		直接所有分	合算対象分	計	
いちごトラスト・ ピーティーイー・ リミテッド	支配株主	51.11	—	51.11	なし

※ 議決権所有割合について、小数点第3位を四捨五入しております。

2. 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置づけ

いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド（以下、「いちごトラスト PTE」という。）は、当社株式を長期安定株主として保有する方針のもと、2024年2月29日現在、当社の総議決権の51.11%を保有する当社の筆頭株主であります。

いちごトラスト PTE は、投資を事業目的とする、法人格を有さない外国籍のユニット・トラストである、いちごトラストから100%の出資を受けております。いちごトラストおよびいちごトラスト PTE は Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd.（以下、「Ichigo Asset International」という。）に投資を一任しており、Ichigo Asset International に対しては、いちごアセットマネジメント株式会社が投資助言を行っております。Ichigo Asset International およびいちごアセットマネジメント株式会社は当社との間に資本関係はございませんが、当社の取締役および代表執行役会長であるスコット キャロンはいちごアセットマネジメント株式会社の代表者を兼任しており、Ichigo Asset International の大株主であります。なお、スコット キャロンは、Ichigo Asset International の業務執行を行っておらず、Ichigo Asset International の当社株式の売買に関する投資判断には関与していません。

さらに、Ichigo Asset International は、日本国の法令規則等を遵守するとともに、コンプライアンス等に係る社内規則を定め、未公表の重要事実の入手時における売買停止を実施する等、必要とする情報統制の体制を整備し運用しております。

(2) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は、事業の意思決定に際し、いちごトラストおよびいちごトラスト PTE から制約を受けることはなく、当社の意思決定は当社の責任のもとで行われ、独立性を確保しているものと考えております。また、事業においても、いちごトラスト、いちごトラスト PTE、Ichigo Asset International およびいちごアセットマネジメント株式会社に依存しておらず、独立した事業を行っております。

3. 支配株主等との取引に関する事項（単位：百万円）

種類	会社等 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
主要 株主	いちごトラスト・ ピーティーイー・ リミテッド	シンガポール	736,482	投資業	被所有 51.1%	—	有価 証券 の譲渡 (※)	9,999	—	—

(※) いちごオフィスリート投資法人の投資口を相対取引により取得しております。

なお、取引価格は本取引決定日の直前営業日の東京証券取引所における普通取引の終値であり、客観的な価格を算定するにあたって基礎とすべき合理的な価格であると判断しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社をはじめグループ各社は、当社の支配株主であるいちごトラスト PTE、ならびにいちごトラスト PTE に 100%出資しているいちごトラスト（間接所有）との取引について、一般の市場取引と同様に法令、当社内部統制システムに基づく適正な手続きを経ており、コンプライアンス部、監査部、監査委員会、取締役会、顧問弁護士等による検証を行い、少数株主の保護に努めております。また、当社の取締役会は、過半数が独立社外取締役で構成されております。

以 上